

○枕崎市民の環境を守る条例  
昭和54年3月31日条例第14号  
改正  
昭和55年3月28日条例第13号  
昭和58年3月26日条例第1号  
平成4年3月12日条例第1号  
平成4年6月22日条例第19号  
平成8年6月21日条例第10号  
平成12年3月23日条例第8号  
平成13年3月27日条例第12号  
平成17年6月17日条例第17号  
平成18年3月10日条例第1号  
平成21年3月27日条例第4号  
枕崎市民の環境を守る条例

## 目次

第1章	総則
第1節	通則（第1条・第2条）
第2節	市の責務（第3条—第7条）
第3節	事業者の責務（第8条—第13条）
第4節	市民の責務（第14条・第15条）
第2章	自然環境の保全
第1節	自然環境の保護（第16条—第27条）
第2節	緑化の推進（第28条—第31条）
第3節	自然環境の適正な利用（第32条・第33条）
第4節	開発行為の制限（第34条・第35条）
第3章	生活環境の保全
第1節	指定工場等に関する規制及び公害防止（第36条—第52条）
第2節	良好な環境の保持等（第53条—第62条）
第4章	環境保全審議会（第63条—第70条）
第5章	雑則（第71条・第72条）
第6章	罰則（第73条—第75条）
	附則

## 第1章 総則

### 第1節 通則

#### （目的）

第1条 この条例は、市民が健康で文化的な生活を確保するうえにおいて、良好な環境がきわめて重要であることにかんがみ、市、事業者及び市民の環境保全に関する責務を明らかにし、自然環境の保全、公害の防止その他必要な事項を定めることにより、市民の良好な環境を確保することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）良好な環境 現在及び将来において市民が健康な心身を保持し、安全かつ快適な生活を営むことができる自然環境及び生活環境をいう。

（2）自然環境 土地、大気、水及び動植物の生存の基盤となる環境で次に掲げるものをいう。

ア 山林、原野、河川、池沼、海浜、大気等の自然

イ 動植物等とこれらが生息する自然

ウ 公園、緑地等の自然

エ 歴史的及び文化的遺産等を取りまく自然

（3）生活環境 人の生活に密接な関係のある財産、動植物及びその生育環境をいう。

（4）公害 事業活動その他の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によつて人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

（5）指定施設 工場又は事業場に設置される施設のうち、ばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動、悪臭又は有害物質（以下「ばい煙等」という。）を発生し、又は排出する施設であつて規則で定めるものをいう。

（6）指定工場等 指定施設を設置する工場又は事業場をいう。

（7）開発行為 宅地造成、切土、盛土その他土地の区画の形質を変更することをいう。

### 第2節 市の責務

#### （基本的責務）

第3条 市長は、市民の良好な環境を確保するため、必要な施策を策定し、これを実施しなければならない。

#### （良好な環境の保全）

第4条 市長は、良好な環境の保護と回復に必要な施策を講じ、自然環境及び生活環境の保全に努めなければならない。

らない。

(財政措置等)

第5条 市長は、良好な環境の保全を図るため必要があると認めるときは、財政上の措置、技術的な援助、その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(監視及び調査等)

第6条 市長は、公害の状況をは握し、公害の防止対策を適正に実施するため必要な監視及び調査を行うものとする。

(苦情の処理)

第7条 市長は、市民から公害その他良好な環境の侵害に関する苦情があつたときは、速やかにその実情を調査し、迅速かつ適正な処理に努めるものとする。

### 第3節 事業者の責務

(基本的責務)

第8条 事業者は、その事業活動によつて良好な環境を侵害することのないよう自らの責任と負担において必要な措置を講ずるとともに、市が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

(努力義務)

第9条 事業者は、法令又はこの条例に違反しない場合においても、良好な環境の侵害の防止について努力するとともに、その事業活動による良好な環境の侵害に係る紛争が生じたときは、誠意をもつてその解決に当たらなければならない。

(良好な環境の保全)

第10条 事業者は、事業活動を行うに当たつては、自然環境の保護及び公害の防止に努めるとともに、すすんで植生の回復、緑地の造成等良好な環境の保全に努めなければならない。

(開発行為についての責務)

第11条 事業者は、開発行為をしようとするときは、自然環境の適正な保全及び公害の防止等良好な環境の保全に努めなければならない。

(管理義務)

第12条 事業者は、その事業活動による公害の発生源を厳正に管理するとともに、事故の防止に努めなければならない。

(廃棄物の自己処理の義務)

第13条 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を、自らの責任と負担において適正に処理しなければならない。

### 第4節 市民の責務

(基本的責務)

第14条 市民は、常に良好な環境の保全に努めるとともに、市が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

(良好な環境の保全)

第15条 市民は、良好な環境をつくるため、すすんで樹木、花等を植栽し、又は動植物を愛護する等自然環境の保全に努めなければならない。

2 市民は、その所有し、占有し、若しくは管理する土地又は建物及びその周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境の保全に努めなければならない。

## 第2章 自然環境の保全

### 第1節 自然環境の保護

(保護すべき地区等の指定)

第16条 市長は、自然環境を保全するため必要があると認めるときは、次の各号に掲げる区分により、保護すべき地区、植物を指定することができる。

(1) 自然環境保護地区 その地区内に生存する動植物を含む自然の環境がすぐれた状態を維持している山林、原野、河川、池沼、海浜等で保護することが必要な地区

(2) 保存樹 市民に親しまれ又は由緒、由来がある樹木及び樹林で美観、風致を維持するため特に保存を必要とするもの

(3) 保護植物 乱獲されれば従前の植生を回復するのに相当な期間を要する植物等で特に保護を必要とするもの

(保護すべき地区等の指定の手續)

第17条 市長は、自然環境保護地区又は保存樹及び保護植物(以下「保護地区等」という。)を指定しようとするときは、枕崎市環境保全審議会の意見を聞かななければならない。

2 市長は、自然環境保護地区又は保存樹を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地区又は保存樹について所有権その他の権原を有する者(以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。

3 市長は、保護地区等の指定をする場合には、その区域、種類その他必要な事項を告示しなければならない。

4 保護地区等の指定は、前項の告示によつてその効力を生ずる。

(標識の設置)

第18条 市長は、自然環境保護地区又は保存樹を指定したときは、当該地区又は保存樹の近傍に標識を設置しなければならない。

2 前項の標識の設置に当たっては、当該地区又は保存樹の所有者等は正当な理由がないかぎり、その設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第1項の規定により設置された標識を移動し、除去し、又はき損してはならない。

(指定の解除及び区域の変更)

第19条 市長は、公益上の理由その他特別な理由があるときは、保護地区等の指定を解除し、又は区域の変更をすることができる。

2 保護地区等の指定の解除又は区域の変更については、第17条の規定を準用する。

(保護地区の保護義務)

第20条 自然環境保護地区(以下「保護地区」という。)の所有者は、当該保護地区内の植物、動物等の自然環境が良好に保全されるように努めなければならない。

2 何人も、保護地区内において、みだりに植物を損傷し、採取し、又は動物を殺傷し、捕獲してはならない。

3 何人も、保護地区内において、ごみその他の汚物、又は不要物を捨て、若しくは放置してはならない。

(保護地区内における行為の届出)

第21条 保護地区内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

- (1) 建築物その他の工作物を建築すること
- (2) 開発行為をすること
- (3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること
- (4) 木、竹を伐採すること
- (5) 広告物その他これに類するものを掲出し、又は設置すること
- (6) 水面を埋め立て、又は干拓すること

2 保護地区が指定され、又はその区域が拡張された際、当該保護地区内において前項各号に掲げる行為に着手している者は、遅滞なく市長に届け出なければならない。

3 保護地区内において非常災害のため必要な応急措置として第1項各号に掲げる行為をした者は、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(保存樹及び保護植物の保護義務)

第22条 保存樹及び保護植物の所有者等は、保存樹及び保護植物の枯損の防止その他その保護に努めなければならない。

2 何人も、保存樹及び保護植物が良好な状態に保護されるよう努めなければならない。

(保存樹に係る行為の制限)

第23条 何人も、保存樹の保護に影響を及ぼす次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 枝を切除すること
- (2) 樹皮を損傷すること
- (3) 根を切除すること
- (4) その他良好な生育を妨げる行為

2 保存樹について、非常災害のために必要な応急措置として行う第1項各号に掲げる行為をした者は、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(保護植物に係る行為の届出)

第24条 市長が指定する保護植物を採取しようとする者は、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。

(保護植物に係る指導、勧告)

第25条 市長は、前条に規定する届出があつた場合において保護植物の指定の目的を達成するため必要と認めるときは、当該届出をした者に対し必要な措置をとるべきことを指導し、又は勧告することができる。

(保護地区又は保存樹についての指導、勧告及び命令)

第26条 市長は、第21条に規定する届出又は第23条に規定する許可を受けるための申請があつた場合において、保護地区又は保存樹の指定の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該届出をした者又は許可の申請をした者に対し、必要な措置をとるべきことを指導し、又は勧告することができる。

2 市長は、第21条第1項若しくは第23条第1項の規定に違反した者又は前項に規定する勧告に従わない者に対し、当該行為の中止又は原状の回復等必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(河川、海浜等の保全)

第27条 市長は、河川、海浜等の自然環境を保全するために、必要な措置を講じなければならない。

## 第2節 緑化の推進

(緑化の基本方針)

第28条 市長は、市域における緑化推進のため計画的な環境の緑化に努めなければならない。

(公共用地の緑化及び保全)

第29条 市長は、公園、道路、学校その他公共の場所又はその所有し管理する土地の緑地の保全及び緑化の推進に努めなければならない。

(工場、事業場等の緑化)

第30条 工場又は事業場等を設置している者又は設置しようとする者は、当該敷地内に緑地を確保し、又は樹木

を植栽する等緑化に努めなければならない。

(宅地等の緑化)

第31条 市民は、その居住し、所有し、又は管理する土地について、その空地等に樹木等を植栽し、すすんで生活環境の緑化に努めなければならない。

第3節 自然環境の適正な利用

(適正な利用に供するための措置)

第32条 市長は、自然環境の適正な利用と保全を図るため、遊歩道、公園、緑地等レクリエーション施設の配置に努めるものとする。

(適正な利用)

第33条 市民は、遊歩道、公園、緑地等レクリエーション施設の利用にあつては、動植物をみだりに採取し、施設を破損し、ごみその他の汚物又は不要物を捨てる等自然環境を損傷してはならない。

第4節 開発行為の制限

(開発行為の届出)

第34条 開発行為をしようとする者は、あらかじめ、その内容を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、次の各号の一に該当するものについては適用しない。

(1) 国又は地方公共団体が行う工事

(2) 法令の規定により許可、認可を受けて行う工事

(開発行為に対する指導、勧告及び命令)

第35条 市長は、良好な環境の保全のため必要があると認めるときは、前条第1項の規定による届出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを指導し、又は勧告することができる。

2 市長は、前条第1項の規定に違反した者又は前項に規定する指導又は勧告に従わない者に対し、当該開発行為の中止、計画の変更、原状の回復等良好な環境の保全に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第3章 生活環境の保全

第1節 指定工場等に関する規制及び公害防止

(公害防止対策)

第36条 指定工場等の設置者は、その事業活動によつて公害を発生し、又は生活環境を著しく汚染することがないよう適切な措置を講ずるとともに、市が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

(公害防止に対する指導勧告及び命令)

第37条 市長は、良好な環境保全のため必要があると認めるときは、指定工場等の設置者に対し、必要な措置をとるべきことを指導し、又は勧告することができる。

2 市長は、前項に規定する指導又は勧告に従わない者に対し、良好な環境の保全に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(公害防止協定の締結)

第38条 市長は、公害防止のため必要と認めるときは、指定工場等の設置者に対し、公害防止協定の締結を求めることができる。

2 指定工場等の設置者は、前項に定める要求があつたときは、公害防止協定の締結に応じなければならない。

(苦情処理義務)

第39条 指定工場等の設置者は、その事業活動による良好な環境の侵害に係る苦情が発生したときは、誠意をもつてその解決に努力しなければならない。

(指定施設の設置の届出)

第40条 指定施設を設置しようとする者は、次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 指定工場等の名称及び所在地

(3) 指定施設の種類

(4) 指定施設の構造及び配置

(5) 指定施設の使用方法

(6) ばい煙等の処理又は防止の方法

(7) その他規則で定める事項

(経過措置)

第41条 一の施設が指定施設となつた際、現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設が指定施設となつた日から30日以内に、前条各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(構造等の変更の届出)

第42条 前2条の規定による届出をした者は、その届出に係る第40条第4号から第7号までに掲げる事項を変更しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(計画変更命令)

第43条 市長は、前3条の規定に基づく届出があつた場合において、その届出に係る指定施設の構造、配置、使用方法又は管理方法等が、公害防止上不適当と認めるときは、それらに関する計画の変更を命ずることができる。

(実施の制限)

第44条 第40条、又は第42条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から30日を経過した後でなければそれぞれの届出に係る指定施設を設置し、又はその届出に係る指定施設の構造、配置、使用方法、管理方法、又は公害防止方法を変更してはならない。

2 市長は、第40条又は第42条の届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名変更等の届出)

第45条 第40条又は第41条の規定による届出をした者は、その届出に係る第40条第1号又は第2号若しくは第7号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る指定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第46条 第40条又は第41条の規定による届出をした者から、その届出に係る指定施設を譲り受け又は借り受けた者は、当該指定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第40条又は第41条の規定による届出をした者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人、若しくは合併により設立した法人は当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第40条又は第41条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継のあつた日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(事故時の措置)

第47条 指定施設を設置している者は、故障、破損その他の事故により公害の原因となる物質を発生させ、又は発生するおそれが生じたときは、直ちにその事故について応急の措置を講ずるとともに事故の復旧に努めなければならない。

2 指定施設を設置している者は、前項の事故について速やかにその状況、応急措置の状況等を市長に届け出なければならない。

(公害防止責任者の選任)

第48条 指定施設を設置している者は、公害防止のため責任者を選任し、市長に届け出なければならない。

(地下水の採取の届出等)

第49条 井戸又は揚水設備により規則で定める量以上の地下水を採取しようとする者は、当該井戸又は揚水設備ごとに、次の各号に掲げる事項をあらかじめ市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地)
- (2) 井戸又は揚水設備の設置場所
- (3) ストレーナーの位置
- (4) 揚水機の種類
- (5) 揚水機の吐出口の断面図
- (6) その他市長が必要と認める事項

(地下水採取に対する指導、勧告及び命令)

第50条 市長は、良好な環境保全のため必要があると認めるときは、前条の規定により届出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを指導し、勧告することができる。

2 市長は、前項に規定する指導、又は勧告に従わない者に対し、良好な環境の保全に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(水量の測定)

第51条 第49条に規定する届出をした者が、地下水を採取するときは、水量を測定し、その結果を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の水量の測定にあつては、必要な限度において、市職員を立会わせることができる。

(経過措置)

第52条 現に地下水を採取している者が第49条又は前条の規定に該当することとなるときは、その該当することとなる日から起算して30日以内に、市長に対し同条に規定する届出又は報告をしなければならない。

第2節 良好な環境の保持等

(特殊な旅館建築に関する規制)

第53条 旅館業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項、第3項及び第4項に規定するものをいう。)を目的とする建造物を建築しようとする者は、あらかじめ市長に届け出て、建築に関する同意を得なければならない。

(同意の手続)

第54条 市長は、前条による同意を求められたもののうち、特に市民の善良な風俗を損い、又は健全なる社会環境を破壊するおそれのあるものについては、枕崎市環境保全審議会の意見を聴かななければならない。

(公共の場所の清潔保持)

第55条 何人も、道路、公園、広場、河川等(以下「公共の場所」という。)を汚損してはならない。

2 前項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所の清潔を保持するよう努めなければならない。

(工事施行者の義務)

第56条 土木工事、建築工事その他の工事を行う者は、その工事に際し、土砂、廃材、資材等が公共の場所に飛散し、脱落し、流出し、又はたい積しないようこれらの物を適正に管理しなければならない。

(指導、勧告及び命令)

第57条 市長は、前条の規定に違反して公共の場所の環境を著しく侵害していると認める者に対し、その違反を是正するために必要な措置をとるべきことを指導し、勧告することができる。

2 市長は、前項に規定する指導又は勧告に従わない者に対し、良好な環境の保全に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(し尿浄化槽の適正な維持管理義務)

第58条 し尿浄化槽の設置者は、その排水等により生活環境を汚染しないようその清掃を定期的に行うとともに適正に維持管理しなければならない。

(事業場等の管理義務)

第59条 畜舎、鶏舎、又は水産物加工施設等の事業場を設置している者は、常にその施設を整備し、汚水汚物の処理について適切な措置を講じ、悪臭、水質汚濁、その他の公害及び衛生害虫等が発生することのないよう努めなければならない。

(毒物及び劇物の使用管理義務)

第60条 毒物及び劇物を使用しようとする者は、法令等に定める取扱要領を厳守し、公共用水域が、汚濁されることのないよう、努めなければならない。

(勧告)

第61条 市長は、前3条に規定する義務を怠つたことにより良好な環境を害していると認められるときは、その者に対し、施設の維持管理の方法、又は施設の改善その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(自然保護監視員の設置)

第62条 市長は、保護地区等の自然環境を保全するとともに、公害の発生源や発生状況をは握し、良好な環境を保持するため、自然保護監視員を置くことができる。

#### 第4章 環境保全審議会

(審議会の設置)

第63条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、枕崎市環境保全審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第64条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 環境の保全に関し学識経験のある者
- (2) 地域住民の代表
- (3) 関係行政機関の職員

(任期)

第65条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱又は任命されたときの要件を欠くにいたつたときは、その職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第66条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第67条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席及び参考意見の聴取)

第68条 審議会において必要があると認めるときは、専門の学識経験を有する者又は関係者の出席を求め参考意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第69条 審議会の庶務は、市民生活課において処理する。

(委任)

第70条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

#### 第5章 雑則

(報告及び立入検査)

第71条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、関係者から報告を求め、市職員をして立入検査、状況調査、又は関係者に対し必要な指示、若しくは指導を行わせることができる。

2 前項の規定により、立入検査等を行う市職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第72条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第6章 罰則

第73条 第26条第2項、第35条第2項、第37条第2項、第43条、第50条第2項、又は第57条第2項の規定による命令に違反した者、若しくは第38条第2項の規定による要求を拒んだ者は、5万円以下の罰金に処する。

第74条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第21条、第23条第2項、第34条第1項、又は第53条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第23条第1項の規定に違反した者
- (3) 第44条第1項の規定に違反した者

第75条 次の各号の一に該当する者は、2万円以下の罰金に処する。

- (1) 第40条、第41条、第42条、第45条、第46条第3項、第47条第2項、第49条又は第52条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第51条又は第52条に規定する報告をせず若しくは虚偽の報告をした者
- (3) 第71条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

附則

この条例は、公布の日から起算して3箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第4章に関する規定は、公布の日から施行する。〔昭和54年5月31日規則第29号により、昭和54年6月1日から施行〕

附則

(昭和55年3月28日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則

(昭和58年3月26日条例第1号抄)

(施行期日)

第1条

この条例の施行期日は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める。〔昭和58年3月31日規則第4号により、昭和58年4月1日から施行〕

附則

(平成4年3月12日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。〔平成4年3月31日規則第3号により、平成4年4月1日から施行〕

附則

(平成4年6月22日条例第19号)

この条例は、平成4年7月1日から施行する。

附則

(平成8年6月21日条例第10号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。〔平成8年6月24日規則第12号により、平成8年7月10日から施行〕

附則

(平成12年3月23日条例第8号抄)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附則

(平成13年3月27日条例第12号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附則

(平成17年6月17日条例第17号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附則

(平成18年3月10日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附則

(平成21年3月27日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。